

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー
令和3年度 長野市旅行商品支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野市内への誘客促進と長野市の観光振興及び産業経済の活性化を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症収束後、長野市への旅行商品の造成・販売を促進することにより誘客拡大を図るため、次条に定める交付対象者に対し、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）長野市旅行商品支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、国内に拠点を置く旅行業者とし、旅行業法に基づく観光庁長官又は都道府県知事登録をしていることを要する。

(交付要件)

第3条 支援金の交付要件は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 旅行事業者が販売する長野市を素材とした募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行であり、企画単位とする。
- (2) 令和3年9月1日から令和4年2月28日までに出発するもので、令和3年5月1日以降に企画・手配した長野市内の宿泊施設に宿泊し、長野市内の観光施設等に立ち寄る旅行商品とする。

(支援金の種類及び金額)

第4条 前条を満たす旅行商品に対する支援金の種類は、次の各号に掲げる3種類とし、次条に定める支援プランに基づき、交付するものとする。なお、宿泊人員に添乗員や貸切バスの乗務員は含めないものとする。

(1) 送客支援金

販売に係る経費を支援するもので、送客実績に応じて宿泊人員1人につき、2,000円(税込)を交付する。

(2) クーポン券支援

この法人が企画実施する「おもてなし夕食クーポン」に参画している長野市内の飲食店等で利用可能なクーポンのことで、送客実績に応じて宿泊人員1人につき、券面金額3,000円(税込、1,000円券3枚綴り)を提供とする。

(3) 夕食代支援金

長野市内の宿泊施設に2食(夕、朝食)付きの旅行を企画又は手配した場合、宿泊施設における夕食代提供に係る経費を支援するもので、送客実績に応じて宿泊人員1人につき、3,000円(税込)を交付する。

(支援プランの種類)

第5条 支援プランの種類は、次の各号に掲げる2種類とし、交付対象者は次条に定める申請にあたっていずれかの支援プランを選択するものとする。

- (1) プランA 送客支援金＋クーポン券支援
- (2) プランB 送客支援金＋夕食代支援金

(申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとする場合は、実施日の15日前までに、企画又は手配する旅行商品の概要がわかる書類を添えて支援金申請書(様式第1号)をこの法人の理事長(以下「理事長」という。)に提出し、認定を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による支援金申請書の提出があったときは、申請内容を審査した上で交付対象となる旅行商品の可否を決定し、交付認定通知書(様式第2号1)または交付認定ができない旨の通知書(様式第2号2)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び支援金請求)

第7条 前条第2項による交付認定通知書を受けた交付対象者は、当該旅行商品が終了したときは、終了した日から30日以内若しくは令和4年3月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて支援金交付請求書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる旅行商品の募集用パンフレット・日程表等(出発日、料金の記載のあるもの)
- (2) 長野市内の宿泊施設が発行する宿泊証明書(様式第4号)
- (3) 夕食代の支援を受ける団体向け商品については、2食(夕、朝食)付きで企画又は手配したことが確認できる書類(手配確認書等の写し)

(交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による支援金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査した上で適当と認めた場合は、交付の決定を行うものとする。なお、交付の決定は支援金の支払いをもって代えるものとする。

(補則)

第9条 この支援金とこの法人が別に定める他の支援金または助成金を重複して受けることはできない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和4年3月31日をもって終了する。